

参議院比例代表選出議員選挙執行規程の一部を改正する件（案）等に対する意見募集の結果及び意見に対する考え方
（令和4年4月14日～令和4年5月18日意見募集）

No.	意見申出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	<p>該当箇所 全体 意見 行政手続法 39 条 2 項によりそもそも具体的な内容を書くべきである。</p>	<p>改正の具体的な概要は、「参議院比例代表選出議員選挙執行規程の一部を改正する件（案）等の概要」に記載のとおりです。</p>	無
		<p>該当箇所 (1)〇2、(2)〇1 意見 今どきパソコンで作成して印刷して原稿用紙に切り貼りせずに、電磁的記録を送信できるようにすべきである。</p>	<p>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第1号）による公職選挙法の改正により、選挙公報の掲載文を電磁的記録媒体により提出することが可能とされています。</p>	無
2	個人	<p>有権者の判断の便を図るため、最高裁判所裁判官審査公報に、大法廷判決のうち憲法判断がなされたものについて、国民審査の対象となる裁判官がどのような判断を下したかをまとめた一覧表を掲載することを求める。</p> <p>例：審査対象裁判官が(A、B、C)の3人の場合</p>	<p>御意見として承ります。</p>	無

		<p>事件1(合憲、違憲、違憲) 事件2(合憲、合憲、合憲) などのような表形式にすることが一例として考えられる。</p>		
3	個人	<p><1> 「(1) 参議院比例代表選出議員選挙執行規程の一部を改正する件(案)及び衆議院比例代表選出議員選挙執行規程の一部を改正する件(案)○付1 手続の合理化」のうち、「選挙公報の掲載の申請等の手続について、選挙公報担当責任者によらず、一般の代理人によることを可能とする」点については、必要な改正と思われ、賛成です。</p>	賛成意見として承ります。	無
		<p><2> 「(1) 参議院比例代表選出議員選挙執行規程の一部を改正する件(案)及び衆議院比例代表選出議員選挙執行規程の一部を改正する件(案)」の「○付2 選挙公報掲載文原稿用紙の様式の合理化」 および 「(2) 最高裁判所裁判官審査公報発行規程の一部を改正する件(案)」の 丸付1 審査公報掲載文原稿用紙の様式の合理化」 について、 2. 1 改正前後の様式例が示されていないことについて 「原稿用紙の記載事項を合理化する。」としか書かれておらず、各省庁ではほぼすべての様式改正に関するパブリッ</p>	原稿用紙の様式の改正内容は、申請書と重複する記載事項を削除し、原稿用紙の記載事項を合理化するものです。	無

		<p>クコメントで示されているのに、この改正案では様式が図示されていません。これでは、意見を述べるのが困難です。せっかくのパブリックコメントとして広く意見や判断を求めているのに、これでは情報不足で不適切・不親切ではないでしょうか。パブリックコメントの際には、他省庁と同様に、改正内容の様式（図）等を示していただけませんか。</p>		
		<p>2. 2 掲載文原稿用紙に貼付ける写真サイズ・撮影時期について</p> <p>立候補者や審査を受ける裁判官の負担軽減のために、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日 閣議決定）に沿うことが望まれます。</p> <p>(a) 掲載文原稿用紙に貼付ける写真サイズについて、紙で提出の場合、下記資料1の4種以外の特殊サイズであれば、そのどれかに変更することが望ましい。（下記資料2では、「候補者の写真(おおむね縦、横4センチメートル)」となっており、その4種以外の特殊サイズとなっています。）</p> <p>(b) 撮影時期が現状6か月未満であれば、6か月以内に統一する。</p> <p>（資料1） 「規制改革実施計画」（令和3年6月18日 閣議決定）p75 https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publicat</p>	<p>参議院比例代表選出議員選挙執行規程第8条第2項及び衆議院比例代表選出議員選挙執行規程第11条第2項の規定により、選挙公報の掲載文に掲載する写真のサイズについては、縦3センチメートル以上8.8センチメートル以下、横2センチメートル以上6.2センチメートル以下の寸法の長方形のものと規定されています。</p> <p>また、撮影時期については、特段の規定はありません。</p>	<p>無</p>

	<p>ion/keikaku/210618/keikaku.pdf</p> <p>「各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合 No. 2</p> <p>事項名：各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合</p> <p>規制改革の内容：各種申請等で提出する写真について、サイズや撮影時期が多岐にわたり不便なことから、原則として、サイズを運転免許証サイズ・履歴書サイズ・大型サイズ又はパスポート規格のいずれかに統合し、撮影時期が現状6か月未満のものは6か月以内に統一する。さらに、写真の電子的提出も推進する。</p> <p>実施時期：令和4年度措置</p> <p>所管府省：全府省</p> <p>(資料2)</p> <p>「衆議院議員選挙執行規程」(平成8年1月30日)(和歌山県)</p> <p>和歌山県 選挙管理委員会告示第9号</p> <p>「(申請の方法)</p> <p>第18条 候補者は、法第168条第1項の規定により選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、掲載文に候補者の写真(おおむね縦、横4センチメートル)2葉を添え、又は当該写真を記録し、別記第15号様式によ</p>	
--	---	--

		<p>る申請書を県委員会に提出しなければならない。」</p> <p>https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/reiki/reiki_honbun/k501RG00000046.html#e000000286</p>		
4	個人	<p>受付締切日時の「2022年5月18日0時0分」は「2022年5月19日0時0分」の誤記ではないか？ 意見公募要領に意見提出期間は18日までと規定されているから。</p>	意見公募終了日時を修正いたしました。	無

【意見提出者 4名】